

が通れました。“いろんな事情がある”と思いませんけれども、そういう点でいつも委員がそろいがおそいということがあります。こんなことで能率本位の会議をやつしていただきたいとうふうに考えております。それから人の問題ですが、この表によりますと、大蔵省八局が五局ほどに減つておるわけでありまして、ここに新しく財務官というものが置かれることがになつておりますが、この財務官が官房長の上になつております。見ると渉外のことをやつておりますが、渉外は昔から一課でやつておつたようですが。今後ます／＼渉外の仕事が忙しくなるというお見込みが知りませんが、ここに財務官を置かれたのは、人によつて職を設けられたようなことがあります。相ならぬというように考えております。

それから通産省に通商監というものを置かれておりますが、これも新制度として、通産省といふものが新しく必要になりましたから、ここに新しい形のものをお置きになつたのもしれません。運用してみなければ、私たちここで即断できませんが、技術的の貿易通省、あるいは郵政省などに特殊な技術的な方がいらっしゃることはわかりますが、次官を補佐する仕事をやるものとして通産省に通商監というものがあります。次官と局長との間の仕事をやるということに相なります。これなども新しくできる省の形をとつておる通産省は、貿易振興というような大きな仕事をこなしますが、なるべく從来

の人員でやつていていたことが、行政整理の要望されておるところではなかろうか、こういうふうに考えておりまます。

もう一つ私意外に考えましたことは、中央官廳がいかにもたくさんの方の派出所または仕事場を持つていらっしゃることです。私はこれなどは地方の自治を強く動かさしめ、そして自ら主的に仕事をさせると、意味からいつて、あまりに中央に頼り過ぎる。責任性を欠くのではないか。ひいてそのために國費がむだに使われる。あるいはむだでなくとも有効の度が少く使われるということに感ぜられるのではないかというふうに思います。

またもう一つ人間の問題に入りましたで、私は次長とか副長という制度をやめたいと常に考えておりますが、今までの案の中に各局にこの次長が二十五、六名ござります。これは仕事の分量が多いから、局長のもとに次長を置いたという制度かもしれません、これがなかなか／＼われ／＼仕事をしておるもののが折衝をしてみて、非常に不便な場合が多いのです。次長が有力であれば局長が仕事の量が減るという関係か、責任がわかれたという関係か、そこに熟心さが足りないということをときどき見ます。また次長にこの力を持たしますと、自然若い方ですから、どこかに分別がつかない、しかも次長の置き方が人縁の関係、ボストの関係などで置かれることがありますので、これについては厳格にやつていただく必要があるのではないかと考えます。

それからもう一つさつき申し上げました局のうちで、今まであつたもののが今度は廃止される、総務局のごときは

に手当は出るわけではございませんし、場所をふさぎ、時間をふさぎ、民主主義の実行の上から言えば——実はまだ民主主義の訓練をやつしているのだが、そのあがる審議会なり協議会なりをいたしまして、四年もたつておりますが、もう代も過ぎておりますから、実質的な効果の得たことはなればけつこうですが、もうそいついただくことをお願いいたします。でもそれを整理していただきながられば、委員になつていてる方々は時間の上で、その点においては相当こぼしてしまったというよりは、むしろ大きな眼で見て國家が損をしている場合もなきにあらずだと思います。しかしまつたうべく委員会をなくするというのではありません。適当な委員会の設置は望ましいと考えております。

私は一般的なことを申し上げましたのが、ここで委員長から出された試験問題について申し上げたいと思います。

今度の行政整理は完全に施行されると思います。私が申し上げましたように十七万人幾らといふのが出ておりますが、運輸省並びに通信、郵政関係で現在百万人のうち、現業で三十万人ほどを減していただければ仕合せだと思います。その他官廳から約三割といいますと、五十五万ないし六十万、これだけの行政整理を一体実行できるかどうか、かりに実行にかかるといたしましたと、なか／＼むずかしい問題で、総理大臣がひつ生の努力をして、ことにと總理大臣が不幸にして殺されることはあっても、二代三代と時代はかわつても、相当の努力を要するものであります。なぜかといいます。はつきりそういう

うことができて、國民全体並びに整理された方々にも喜んで協力していただけることではなかろうかと考えております。もう一つこまかく申し上げますと、今度整理される方々は、おそらく退職手当の都合で短期の人が整理されると、と思います。約一割前後の数でございますから、十人のうちに一人くらいは短期の人で、退職手当のいかんによつては退職した方がいいという人がいるかもしれません。また婦人の官吏または家庭にいらつしやる方は短期の方が多いのですから望んで御退職なれることもありましよう。私は実行の面から考えますと、おそらく十七万人はさほどむずかしいことではなかろうと思つております。行政整理即人間整理といふとの可能性いかんだろうということだと思います。

政府のやられたことによつて、追従
というか、やらなければならぬとい
う決心と実行力を與えるということに
なるであります。すなわち國民全
体の税の輕減のほかに、今申しました
ような、ほんとうの合理化經營あるい
は經濟經營というものの実行を、人間
整理、機構整理を集中的にやらなければ
ならぬということが、ちょうどこれ
から示唆を得て実行に入ることだらう
と考えます。この点非常に簡単で明瞭
な結論が今のようなことで得られるの
ではないかということを考えます。

いう実例を申し上げますと、安定本部の中に東京区に中央安定局があります。これなどは安定本部が手近にありますのに、別に東京だけに安定局をつくつておる。私は安定局はほとんど用がないのじやないかと思う。東京の安定局に行つて話をしたことは一度もない。私どもの会社の者もないようでございまして、今私が氣のついたことだけを申し上げましたが、これを一々調べますと、各省にもかくのごときことがあるのかも知れません。氣のついたことだけ申し上げますとそういうことがあります。それからこれにござります地方民に及ぼす影響、これはさつき申し上げました第二項の國民生活に及ぼす影響と、大して負担力の軽減においてはかりませんけれども、つまり今申し上げましたように、直接に本省とのつながりの機関を地方に置かぬで、地方の縣廳またはその自治体に万事をまかすことになりますと、地方自治体が、つきり責任を持つて事を処理されまして、その上にまた地方自治体だけに行つて解決できるものが、各本省との連絡をとらなければ事が進まないという時のむだ、あるいは労力のむだなどが起つて来ますから、その点から地方の國民生活には、相當地方分権の実行を早め、またわくを廣げた方がよい結果が得られるのじやないかと考えます。

ります。その上に有力な外郭として四廳すでに持つておつたものの中で、資源廳が鉱山まで含めて大きな組織でできまして、この意味から人を減らしておることは、はなはだ苦勞であつたろうと思ひますほど大きくなつておられます。それから拡充されるといふ、從來でも貿易廳はございましたが、ただ通產省という形において貿易廳を特に各局にわけて、通商貿易を盛んにするということです、各局分担で今後の仕事をやるうということになつた。そうして貿易に重きを置くということに機構のつくり方がなつた。これはどの程度これでいいのか悪いのかどうことは問題ですが、私は一本爲替の問題について相当やらなければならぬことがたくさんあるうと思います。これは一商工省だけの問題じやございません。ことに労働省などもこの点について協力してもらわなければ、一本爲替に合うよう日に日本の製造工業を樹立し、同時に輸出輸入に関するものについて終戦後希望しておつた目的を達成するためには、一通產省だけではいけないのじやないか、こういふうに考えます。いわゆるこの点だけは拳國一致で進めなければいかぬのじやないかといふうに考えます。各省にわたつてこれには努力して行がなければならぬのじやないか。すなわち昭和十一、二年ごろの貿易の盛んなりし時代は爲替は一本です。戦争後に爲替が複数爲替になつた。何となく複数爲替が日本の現状であります。そして各種、各品ごとの爲替になつた。何となく複数爲替が日本になつた。そのことがほんとうです。そこでこの爲替レートを使うのでも、自然の状

態でその自分たちのやつておりまする各企業体の製造品種が、輸出の爲替に合うように、産業を合理化して持つて行く。これはだれが奨励するとも、だれが考えるども、だれが指導したともなく各人の自由意思でやれるわけであります。今度は戦争が終つて昭和二、三年前の前状態にもどれたのでありますから、昔の状態に返つたので、少しもむずかしいことではありませんけれども、ただ相当長い間何となく規制され、統制された貿易をやつておりましたから、ここで一つの線に沿うて一つの輸出目標まで、または輸入品を輸入してそれを輸出品にかえ、または国内消費する物を單一爲替レートによる考え方を各局でそれんと考える。それを考えるのは企業体を組織する全員が考える、経営者といわゞこの場合労務関係の者も一緒になつて、すなわち從業員全部、また投資家である株主も全部、株式組織である場合には一緒になつて自然にこの爲替レートに合ひよう。に自分の製品を持つて行くには相当の覚悟を要するわけである。戦争前に存在しておつた一本爲替レートの状態に持つて行くまでには、この四年間の状態になれておつた以上は、それくちこの面に進むように持つて行なければならぬのじやないかと思います。これはしかし国民各自の盛り上つた力がこの面に進むにあつては、それだけでは進み得られるようを持つて行つてい省もちろん、事業によりましては農林省も、産業省全部に対してもその覚悟計画としてです、から問題はない。労働省も、官廳の力を借りるとすれば、側面からの援助を願うとすれば通産省並びに大蔵省である。経済安定本部は全体の計画としてです、から問題はない。労働省も、事業によりましては農林省も、産業省全部に対してもその覚悟計画としてです、から問題はない。

ただくような組織をつくつてしたがって、問題は國民各自の決心、覚悟でありますけれども、今言つたよくなとの側面援助が願えれば非常に好ましいことであり、通産省といわす、日本全体が世界經濟へカムバックをして發展するということの目的が完全に達成されると、ではなかろうか、そういう方面に向けての行政は、整理でなく、行政擴張であつてもよろしいと思うのですが。一に國民の努力にまつのが大切であります。二に何らからゆる面から力を注いでいただく。これは分析して考えますと、資金・資材面、人間的・心理状態をよくその方面に引きつけて行く、ごく常識的な解釈としてそんな方法で進めていたことがよろしいのではないか。そういうふうな考え方で通産省の仕事は重大であるということを考えていたがきたい。

それからこれは非常に小さな問題がちよつと目につけましたから申し上げたいと思いますが、新しい仕事の一つかとして文部省の仕事の中にユネスコの活動を援助するということがちよつと入つておきました。このユネスコの活動を援助するという問題については、元來國際連合に入つて後である。國際連合が十一の活動範囲を持つておりますが、これは文部省の仕事でなくして、そのうちに教育と文化とに対しても特に大きな示唆を持つて日本に呼びかけられて、近ごろは問題になつておりますが、これは文部省の仕事でなくして、文部省並びに外務省の仕事であります。しかし、どうもううに考えておりますが、外務省はまだ非常に機構を小さくされましたから、そのことのため�新しい省をおつくりになることもないへんですが、そうして國際連合にどうぞおき

この國際連合下部組織の十一團体、これはいろいろな運動にどれも参加し得られるようだ、どれもこれを参考とせしめ得られるような形をとるために、は、單にユネスコだけでなく、全面的にどの省もたえずこれを注視していただく必要があるのではないかと思います。文部省だけでなく、外務省その他全面的に取上げてやつていただくことのように私は思います。國際連合に入ることはまだ許されておりませんし、そのうちユネスコだけがとりあえず敗戦國であつても計されておる一つの團体行動の連絡機関ではありますけれども、その他もあわせてたえず準備をしておかなければならぬと思します。この意味から私どもはあらかじめ活躍していただきことが必要ではないか。すなわち今日の問題にとらわれず、將來の問題について、そう金を使わず、人を使わずやつていただくことが必要ではないかと思います。

私は今皆さんとの御審議が進行しつつある各省設置に関する法律案について、ごく常識的の考え方を申し上げて、私の公述を終ります。

○鈴木委員長 御質問があればこの際お願いいたしたいと思いますが、いかがですか。——なければ次に鈴木市藏君にお願いいたします。

○鈴木公述人 私は國鉄労働組合の副委員長をしておる鈴木市藏であります。運輸省設置法案ならばにそれに伴う諸問題について、國鉄労働組合を代表して意見を述べさせていただきま

法案の審議にあたりまして、密接不可分的な関連法である定員法が切り離されてしまうということ、従つてこの法案の審議が実質を伴わないものになるということについて、議員各位の御注意を喚起しておきたいと、従つて次第であります。おそらく政府は今議会に提出を予想しておりますが、閉会間際の火災どう式にこの定員法を可決して行くといつたようなことをやるおそれがありますので、これを十分注意していただきたいと思います。

次の注文は、各省設置法案に対しまして、各省の労働組合の代表の意見が述べられる機会が與えられなかつたといたことを非常に遺憾に思うものであります。従つて定員法の審議の際は十分この点が取上げられるように、前もつて議員各位のこの点に対する御協力を願いたいと注文をいたすわけであります。

さて運輸省設置法案についてであります。この法案に対しましては、基本的な性格 次の四つの問題について私どもの考え方を述べてみたいと思ひます。

一つはこの法案は直訳的な閣僚のなわ張り根性の混合体であると思われます。その結果は官僚が官僚のためによる行政いじりとなつてしまつて、実際にはむしろ民主化逆行しております。何となれば、これは実際の仕事面に携わる労働者並びにそれらの組織の意見を全然盛られておらないし、下部の実情とは著しくかけ離れて浮き上つておるということになつておるのであります。

としておる、廣汎な権限を國會を通さず、行政の府に委任するということがやられておるのであります。これは形式的には民主的な方法をもつて行われておるかのことよくよそおつてはおりませんが、実はここにこの法案の裏にひそむファシズム的な芽があるといわなければならぬと思います。これはかつてのイタリアあるいは日本の軍閥時代におけるがごとく歴史的な過程を振りかえつてみるとなすけると思うのであります。

第三は、二十四年度のあの首切り予算をさらに形式化し、法制化するためにとられた処置であるということであります。従つて國民生活に及ぼす影響は、この法案の背後にある定員法などにらみ合したときに、まことに深刻かつ破壊的なものがあるといわなければなりません。

第四は、かくてこれは國鉄のこま切れ政策すなわち買収私鉄の拂下げ、賣却、外資導入に門戸を開く基礎的な一連の政策の現われであるということであります。これに官僚を関與せしめて、官吏全体をして独立資本に奉仕せしめるための地ならし工作であるところにねらいがあるといわなければなりません。

以下これらは性格を具体的な條文によつて申し上げるならば、御質問に出されておる四つの点は明確に答えが出るものと信ずるのであります。

さてこの法案の骨子とも見られる第二章、本省、第一節、運輸審議会の條項について申し上げます。これは新設されたものであります、この審議会

格を最も代表しているという点にかかります。

第五條には、公共の利益を確保するため、公平かつ合理的な決定をさせます。しかしながら私どもは次に述べるような理由によつて、この審議会の設置には反対であり、この第一節全文削除を主張いたします。

理由、第一にこの審議会は、審議会として責任を負うべき機関が明示されおらぬ。任免は第九條、第十一條によつて総理大臣が両院の同意を得て行うこととなつてはおりますが、審議会が決定もしくは行使した権限についての責任の所在は必ずしも明確ではありません。このようすに審議会は立法と行政の間に第三の壁をつくつて、責任の所在を不明ならしめているのであります。最近これららの審議会と似通つた何々委員会といったようなものが忽然として現われて來るのでありますが、きわめて奇怪しこであるといわなければなりません。まことに直訛的な意味紛々たるものがあつて、決して日本的ではないと申さなければならぬと思つております。

第二に、この審議会は大臣の諮問機関であるのか、あるいは独自の決議機關であるのか、明瞭でない。第六條には運輸大臣は左の事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会に諮り、その決定を尊重し云々とあります。が、その決定を尊重するという字句が不明確であります。これは審議会がもしきわめて有力意見の代表者によつて構成されている場合には、この決定の

小運送にわたる運輸事業の運賃拂下げ、賣却等を規定しているのであります。して、実に國民生活に至大なる影響を及ぼす事項であります。これらが立法の府に詰られることなく大臣を拘束するであります。またこれに反して弱体もしくは著しく見解を異にするがごとき場合には、この決定の尊重といふ言葉は單なる解釈上の問題となつてしまふであります。またかくのことき不明確な機關の當置は避けるべきが正しいと思ふのであります。

第三にはこの審議会委員の選考についても國会、地方議会、政黨の役員は禁止されていますが、しかばいがなる範囲からかくの適格者を選定すべきであるという具体的な條文はどこにもないであります。その運営において言えばいいではないかといふようなお説もありますが、実際的には民主化の現状からして、最も民主的な代表、すなむち國鉄利用者代表であるところの市民もしくは労働組合、農民組合といったような代表等が、民主的な方法によつて任命されるということはあり得ないといわなければなりません。もしかりにそれが行われ得たといつましても、形式的なものにしかすぎず、むしろ審議会の性格に照してロボット的な存在になり下るであろうと考えるのであります。

第四には独裁と祕密性があるといふことがあります。運輸審議会委員は七人であります。委員三人以上をもつて小委員会を設け、この小委員会の決定は審議会の決定と同一の効力を持つ

○齋藤委員長 御質問があればこの際
お願いいたしたいと思いますが、いか
がですか。——なければ次に鈴木市藏
君にお願いいたします。

○鈴木公述人 私は國鉄労働組合の副
委員長をしておる鈴木市藏であります
す。運輸省設置法案ならびにそれに伴
う諸問題について、國鉄労働組合を代
表して意見を述べさせていただきま
す。

まず最初にこの二つの注文を出して
おきたいと思います。第一は各省設置

一つはこの法案は直訳的な簡便と官僚のなわ張り根性の混合体であると理解されます。その結果は官僚が官僚のためにする行政いじりとなつてしまつて、実際にはむしろ民主化逆行しております。何となれば、これは実際の仕事面に携わる労働者並びにそれらの組織の意見を全然盛られておらないのです。下部の実情とは著しくかけ離れて浮き上つておるということになつておるのであります。

その二つの性格は、国会の審議権を拘束しておるか、あるいは拘束しようと

しめるための地ならし工作であることにねらいがあるといわなければなりません。

以下これららの性格を具体的な條文によつて申し上げるならば、御質問に出ておる四つの点は明確に答えが出来るものと信ずるのであります。

さてこの法案の骨子とも見られる第二章、本省、第一節、運輸審議会の條項について申し上げます。これは新設されたものであります、この審議会の存置及び構成、権限といったものが、前に述べました四つの基本的な性

思つております。
第二に、この審議会は大臣の諮問機関であるのか、あるいは独自の決議機関であるのか、明瞭でない。第六條には運輸大臣は左の事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会に諮り、その決定を尊重し云々とあります
が、その決定を尊重するという字句が不明確であります。これは審議会がもしきわめて有力意見の代表者によつて構成されている場合には、この決定の尊重はある場合は無限に押し廣げられ、同條十二項目にわたる重大なる事

うことはあり得ない」としなければなりません。もしかりにそれが行われ得たといたましても、形式的なものにしかすぎず、むしろ審議会の性格に照してロボット的な存在になり下るであろうと考えるのであります。

第四には独裁と祕密性があるということであります。運輸審議会委員は七人であります、委員三人以上をもつて小委員会を設け、この小委員会の決定は審議会の決定と同一の効力をを持つと第十四條に規定してあるのでありますが、これでは結局三人委員会となつ

ますと、かえつて現在の実働人員よりも一〇%以上増大しなければならないという下部の報告が上つて来ておるのあります。しかしながらもし首切りによつて幾ばくかの赤字を埋めようとなれば、これはきわめてナンセンスであります。すなはちこの人員整理によつて償われる赤字は、わずかに五・七%にすぎず、金額にいたしましても六十億に満たないのであります。もしこのような金額を生み出そうとするならば、國鐵における一切の財政の面を根本的に検討し連直すことによつて、これくらいの金額は立ちどころに浮いて来るものと考えられるのであります。かような問題を少しも論議されず、また徹底的に考えることもなくして、單に首切りによつてわざばかりの赤字を補填しようといふことは、まったく実情を無視した行き方であるといわなければならぬと思つてあります。

私たちはかような意味におきまして、過般琴平で開会いたしました全国

大會で決議した運動方針に従ひまして、國鐵復興を主軸とする日本産業の復興をするために、必要な國鐵防衛の運動を展開する準備を進めておりまします。まるで企業や労働者を無視した説明のできない今回の予算や定員法の結果になるか。御忠告を再三繰返しておこ次第であります。私たち國鐵労働者は、決して客觀的な條件を無視した要求や意見を出しておるとは考えておりません。今後ぜひ納得の行く政治をやついただきことを希望するために、以上反対意見を申し上げて、私の

公述を終りたいと思います。
○齋藤委員長 質疑がありますればこの際にお願いいたします。なければ午前中はこの程度にして午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

午後一時四十四分開議

○小川原委員長代理 午前に引続いて、それでは安井

誠一郎君が所用のため急がれておりま

すので、安井誠一郎君より御意見の開

陳を願います。

○安井公述人 ただいま御紹介をいた

だきました安井でございますが、少し

役所の方の時間を急いでおりますの

は、多分組織法案の中の出先機関の

いと存じます。一體私を呼び出される

で、私簡単に一言だけ申し上げてみた

問題についての意見ということだろう

と存じますので、そういうことを中心

にお話を申し上げてみたいと存じま

す。

この出先機関の問題は、何も今に始まつたことではなく、二年前から論議しておることなので、皆さんその事情及び主張等十分よく御存じであろうと存じます。これは今いろいろの見方があると思います。またくつを言えばいろいろのりくつの言い方があると思ふます。これは今までの問題の通りに、戰争中もしくは日支事変後すと続いてやつておるもので、何よりも終戦後始まつたことではない。むし

る終戦後はだんごと統制経済の範囲を縮減して行こうといふ方向になつておるのであります。そこでそれは戦争中に、統制経済をやるために、各省が今日のごとく出先機関をつくつておつたかといふと、これはちつともつかつておつたのではない。御承知の通り戦争中は、各省の統制経済をやるために多くのものが、例の公團の制度によつてやられておつたのです。中央に委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。それでは安井誠一郎君が所用のため急がれておりましたので、安井誠一郎君より御意見の開陳を願います。

○安井公述人 ただいま御紹介をいたしました安井でございますが、少し役所の方の時間を急いでおりますのは、多分組織法案の中の出先機関のいと存じます。一體私を呼び出されるで、私簡単に一言だけ申し上げてみた问题是、多分組織法案の中の出先機関の範囲の公團の監督指導を大体やつておつた。これはまたそうしなければ、実際動かぬので、いくら統制経済だからといつても、その出先の公團ながらと、これはやはり他の府県のいろいろな行政、いわゆる縣廳との結びつきがないと、簡単に實際の問題として縣内で動かぬので、これはみな縣の知事が大体その縣内の公團の監督指揮をやつておつた。今の食糧公團のようなものを見ても、あれは公團制度になつておつた。今の府縣の知事が、その公團の縣内における配給の問題とか、あるいは役員にしても、一應推薦するといふ形で、そこに現われた形式はともかくとして、實際はそういう形で動いて、初めて地方の府縣における総合的な行政とマッチして、都合よく縣民が便宜を得ている。何といましても、地方の府縣の縣民は何か問題があれば

縣廳にということが、長い間の實際なんであつて、またそれが一番いい。そこで、知事が公選になつた。今度は公選で、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公團を持ち、地方に公團の支局といふかといふと、これはちつともつかつておつたのではない。御承知の通り戦争中は、各省の統制経済をやつておつたから知事から受けながらやつておつたから知事から受けながらやつておつたのではない。ところがこれは終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に知事の公選という問題が起らなかつたとする。かりに從來の行政機構、知事が依然として國の官吏であつて、同時に自治体の代表機関だ、ああいう形で行つたら、おそらくこういう出先機関はできなかつたろう。やはり知事のもとにそれの機関をつくり、知事が監督して、その機関を立ててやつて行つたろうと思う。それがのときに一方知事公選といふえらい地方自治團体の自治権とかいう、新しい、地方が何とか國家と対立した一つの團体で、地方だけのことでもやるようなことに非常に強く考えられた。そこまでまた一方私ども実は長く役人をやつておつて、役人の氣持もよくわかるのですが、ことに若い役人の諸君の氣持もよくわかるので、なるべく自分で使いいいよ、自分の手先で勤かして、その仕事をやつて行こう。一面には仕事欲の強いいい面なので、その熱意のあること

それもありますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれは終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戦になりまして、公團法は全部廢止してしまう。一方もしこの機会に公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻

されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害ということは、同時に國家の共通の利害に関する指導を中心から離しておつたのではない。ところがこれが終戻されますが、とにかくそういう氣分と、一方ちょうどそこへ持つて来て、知事が公選になつた。今度は公選は縣の利害

七

九三〇

て、やはり一種の自治團體だからといつて、自分のことだけやろうと思つても、事実國家の政策とマッチしなければ何一つやれないし、またやるべきものでない、そういうことがだんご落ちついて来ますと、そう無駄砲なことを考へもしないし、考へてはいけないような空氣になつて來ておる。こういうような実情で、實際はその最前線の少くとも府縣單位のこういつた出先だからといつても附縣單位の機關といふものは、これはやはり知事を預けて、何も委譲するからといつて、知事が持つてじまうのではないで、仕事自身は國の仕事なんですから、これは國の仕事を知事に委任して、その場所でやらせる、この知事の指導、監督については、十分本省から法律をもつて指導、監督する方法はいくらもあるので、また他にもいくらもある。何か知事に委譲するとか、委任するとかいふと、知事がわがままかつてに何でもやれるから、何をやるかわからぬ、こういう簡単な考えが、とかくわいて來るのでですが、現在の地方の府縣の行政をごらんになつてもわかりますように、六十一ペーセントから七十九ペーセント程度のものは、國の事務の委任を受けてやつておる仕事なんですね。何も統制經濟だけをはずさなければならぬということはないので、今まで國の事務の委任を受けておるのがおそらく七十九ペーセント近くのものがある。こういものはそれ／＼の法律によつて知事がその府縣によつて運営しておる。何もかわつたことはない。しかし今言つようには當時公團でやつておつた。これを廃したから、この機会に一本で行こうといふような氣持、一方は公選の知事で、どうも少しわがま

まに過ぎるというようなことが——これはりくつにはならぬので、またそんなばかりなことはないといえばそれだけで、感じの問題なんですが、われわれは実際当つておつてそういう感じがします。おのずから納まるところに納まつたろう、少くとも大部分のものはおのずから納まつたろうという感じがいたしますが、こういう制度が変革したものですから、たゞ一制度に対する感覚が対立した、その結果がこういうようになつて、一應こう考えて行くのがますます常識的な考え方ではないかと思つております。従つてわれわれも二年以來ご展した、一應こう考えて行くのがますますの問題を主張しておりますが、おのずから落ちつくところにいすれ落ちついて來るのではないかといふので、當時絶えずそのときぐの内閣に要望しておるのですが、すでに昨年の春でしたか、衆議院におきましても、参議院におきまして、地方行政委員会ではどちらも小委員会まで設けて、特別委員会を設けて研究をされております。多分衆議院の方は昨年の三月の末ころだつたと思いますが、三月に小委員会でこの出先機関の整理案といふものを行政委員会で決定をされおりります。そうしてその案を政府に実施するようについて要請をされておるのであります。これは國会においても長く出先の問題はこれを簡素化して、地方の縣民の総合的な便宜をはかつて行くようにならなければいかぬということは、これはもう一年半以來叫ばれておることなんですね。衆議院だけでなく、参議院においても同様に六月に決議をされております。六月に小委員会を開いて、大体大同小異の案を政府に出しております。

當時内閣は芦田内閣の時代だつたと思
いますが、有田次長もここにおります
が、有田君にはずいぶん御迷惑をかけ
たんです。芦田さんも知事會議では、
つきり出先機関というものが大幅に整
理すべきものだ、さしあたつてこれこ
れのものは整理したい、今後引続いて
研究の歩を進めて行く、ということを
はつきり言明しておる。当時の政府及
び政府與党的諸君も、むろんそういう
考え方であるし、当時の在野党におかれ
ても非常に熱心に廃止しなければなら
ぬというような意味の声援を得て今日
までやつて來ておる。引続いて現内閣
になつた。現内閣になると、初めに例
の行政整理とからんで岩本試案という
ものを発表されております。この岩本
試案が大体當時衆議院及び參議院の小
委員会で研究された案とマッチしてお
ります。それから知事會議なり——こ
れは知事會議だけでないの市長、知
事、町村長、同時に各團體の府縣會議
長、市の議長等の合同の會議を開い
て、いろいろ審議して出でる案が政
府の方にも出ておりますが、専門委員
会の方にも差上げておきましたが、こう
いうような何回かの決議を経て、それを
れ理由をつけて出しております。こう
いうものについて大体この辺で適當だ
ろうということで、現内閣におきまし
ても岩本試案といふものが一番最初に
出た。続いて岩本さんがやめられて本
多君が大臣になられた。本多君もこれ
を引き継いでやつておる。こういうこと
になつておる。これは單に行政整理と
いう問題と結びつけて考へべきもので
なくして、一體國の行政及び地方行政
を総合連絡して円満に行う。あるいは
地方政府の福祉と便宜のために総合運営

して行くという意味において、どうしてもこれは変改しなければならぬ問題なんです。たまく行政整理と結びつけると、何か人間を切るためにといふことになりますが、これは決してそうではないのであつて、今私手元に数字を持つております。あるいは千何百人といつた出先機関をつくつたために、各縣ともに何百人という人間が新たに置かれております。あるいは千何百人といふところもあるかと思いますが、こういうようなのをほんとうに府縣の下へ持つて来て、府縣知事に委任してやらせられるならば、少くとも相当数を減じてやれる。なぜやれるかと申しますと、たとえば農林省の関係のものは整局の農林部とか、食糧部といふようなどころと仕事が相當ダブつて競合しておりますから、そういう仕事を統合することによって、おのずから人の整理というものができる。整理を目的とするのではなくて、結果的にも必然的に不要な人を使わぬで済む。同時に縣民所にも行くといふようになつて、縣民全体としては二重の手間がかかる。だから昔公園がやつておる時分に、ある大きな会社とか工場とか特殊なもののが総合的に見ておつた。今度の場合でもそういうことがあります、が、中小の工場、会社といふものは、やはり縣の知事が総合的に見ておつた。今度の場合に、非常に大きなものは、出先機

関があるがなかなかうが、中央に本店を持つておるからしよつちゆう中央から連絡があつて、中央で大体問題を片づけてしまう。大体みんな自分のところにどんなものが配給になるということを知つてしましますから、これはあつてもなくとも実際はそう問題はない。昔から大きな工場には特殊の監督を直接しておつたのですが、中小のものは実際不便するのであります。そういう意味で、えらいくつばつてあるだのこうだの、仕事の配分がどうとか、重要物資がああだとかこうだとくつを言つて、作文を書けば幾通りも書けますが、現実の問題として中小工場というものは、これは何といつたつてそれだけで立つて行がぬので、県の行政あたりとの関連において立つておる。そこにやはり一つに集めれば、縣民全体として何といつたつて便利だと思います。地方にやらせれば、ボスがどうとか知事がどうするとか、こういうことをよく聞くのであります。が、これは私はむしろ逆だと思います。地方の知事は、府縣会の議会を初めとして、周辺に監督、監視しておる批判機関を持つております。出先機関は完全に批判機関はないので、一々國から役人が出て来て、自分の考え方を述べたり、その他政府から言われたことによつて、どんなことをやつておつてもこれはほかからの批判はない。従つてこの行政を中心とやつて行くとか、田舎にやつて行くというところについて、は、知事は議会の批判を常に受けている。縣民の批判を常に受けておる。國の官吏だと、まわりのものからの批判はありましようが、何といつたつてその批判の反映する、批判の影響する影

響度というものは非常に違う。いろいろのものの見方はあります、地方にやらせると、どうもボスが入つて来てつぱり國の方がいい。地方の官吏だけで、批判するものがないところだと、とかく一方的に狭い視野でものを見やすくなるということはときにあることです、いわゆる官僚的にやるというとですから、そういうことのないようになるのには、やはりこれは一般的に見て、あるいはいろいろの陳情があつたようですが、ある一委員は四千何百通とか、千何百人の陳情を受けたぞと言つて話されておりました、これなどもほんとうにそなうなのかどうなか。私は少くとも中小以下の業者において、今言うように知事に委任して、この知事に対する指導なり監督なりを十分連絡あるようにやつて行く上においては、少くとも中小の会社、工場等においては、確かにこれは便利です。

に、さらつと考へて、この案ならばこういうものが起きて来るはずのものでない。本省の諸君が自治法をどの程度勉強されてやられておるのか、事務当局が言われておるのかわかりませんが、なるほど知事が公選になりまして、地方が完全に独立体になつたのだから、自分のことだけ考へて國家のことは考へないのでだ。この縣とこの縣には同じような、全國一律な統制をやらなければアンバランスが起るのだ、こりいうことをちよつとと言うと、そうかと考へやすくなるのですが、そういうばかなことはない。それならば今現に國の事務の委任を受けやつておる六〇%、七〇%の事務が各縣であちやくちやになつておるかというと、ちつともめちやくちやになつておりますから、これは一面國の方で委任した關係から、これを監督指導することは十分できますし、また知事といえどもそなばかな者はかりおらないので、自分の縣がどうだというので、あまりによその縣のこと、あるいは國のこととも考えずにやるということは考へられませんし、またそういうことがあるとすれば、國民の批判を受け、議会の批判を受け、縣民の批判を受ける。そう何もむずかしく、あるいは感情的にものを考へず、すらつと考へて、知事を信任して一つやらしてみる。そうすることによって、行政も簡素化されまた調和もとれ、地方も二本の線で、國の行政とか知事の行政とか、本來ははつきり二本で対立して行けるようなものならともかく、それが出来はせぬ。仕事の六〇%、七〇%というものが、國から委任を受けて、知事が地方の便宜、ひいては國の便宜のために國の指

導を受けながらやつてもらつておると
いう現状から考えれば、これはそうこ
だわらずに、さらつとやつてみるとい
うことが、私は一番必要なことだと思います
います。実はこの問題は初めに非常に
進むよう見えて、途中で逆に各省か
らの説明が非常に委徹したのであります
すか、陳情が通つたのでありますか、
中途で御承知の通り大分ぐらついて來
た。三月の末ころでしたか、本多國務
大臣に会つたところが、大臣は初め
岩本試案によつてやられること、また
最初に政府の各位にお目にかかるた
り、本多國務大臣に会つて話をした時
分には、大いにやるということを安心
しておつたところが、どうも途中で大
分ぐら／＼する。各省の閣僚はみな自
分の省の出先機関についてはお互にい
なか／＼離そうとせぬのだ、出先機関
を持つておる閣僚が多いので、スクラ
ム組んでなか／＼うまく行かぬのだと
いうようなことさえ聞いたのですが、
私は三月末に本多君に会つて、大分先
生くたびれておるので、私は直接吉田
総理に会つて、吉田総理にこれはどう
されるつもりかと聞いたたら、これは自
分はどうしてもやらなければならぬと
信じておる。府縣にお渡しするように
閣議において極力やつてもらうように
話をしますという話をされた。それで
はどうぞひとつそうしてくださいとい
う話をして、あとで聞くと、総理はあ
とで閣議ではつきり言われておるとい
うことを他の閣僚から聞いておりま
す。この問題が大分盛り上つて来て、
本多君も大いにやつてくれるし、各政
党の政調会の幹部諸君も大いにお骨折
願つて、私は非常に安心しておつたの
であります。が、最近閣議の決定が新聞

に出たところでは、非常によくできておるが、どうもおしまいの結論になつて行くと、だん／＼ほやけて來るのでないかという話も聞くのであります。どうかひとつそういうようなことでなくして、いろいろとらわれずにしばらくすらっとこれをやつて、そうしてほんとうに悪いならその悪いところをあげて、そうして知事のやり方が悪いなら、責任事務についても政府が監督する制度があるのでから、その制度によつてこれを執行して行く、そしてどう考へてもどうしてもいけないというならば、そこにおのづからさらりにまた新しいその次に来るくふうとして考へられる制度が当然生れて來ると思います。世の中もだん／＼かわつて行きまし、社会事情もかわつて行くのですから、いつも一つの法律が固定するわけではない。これは國会において不適当と思うならば、いつでもこれを改正せられればよいのでありますから、そういうような変革と今日までのそういう進み方について、一應やはり今私が申し上げましたよな、少くとも各府縣單位にあるところの分室だとかなんだとか、出張所の名称をかえりて分室という名義にするというまあ何とかこうはつきりせぬよなことでなくしてやはりその人を信任してやらしてごらんになることはつきり一本おきめになることが、私は絶対に必要なことだと思いますし、そういうことに上つて今日何もむりして非常にたくさんあるの必要な人間の首を切ることなく、今の制度そのものを置いておけば、実際相当な人が必要だと思いますが、制度を今のように異動することによつて、相当の人が自然に救われ、制度の簡素

化ということから原因として、國の財政もそれによつて相当に救われて行く、また仕事も簡素化して行く、こうしたことになつて來ると思ひます。時間のことになると、時間が空くので、ほんのとりとめもない話でありますたが、大体そういうふうな経過を御報告申し上げまして御参考にいたしたいと思ひます。

ここに何か今各出先機關の關係で、地方にある職員の数を調べたものを持つて来て今届けてくれましたが、何かえられたくさんの数で、これを今ここで申し上げますのもお手数だと思ひますからこれはひとつ専門員の方にお渡して御参考にしてもらいたいと思ひます。はなはだりともない話をいたしましたが、これで事務がどうだのか、いやこういう事務は統制物資の配給だから一元にしなければならぬとか、各縣ばら／＼にならなければいけないのだとか、いふやうなこまかいりくは、一應やらしてみた上のことでなければわからぬことで、ちつとも心配はないと思います。もしもこれが官吏の時代であつたならば、こういう問題がこんなにやかましくは言わねないと思ひます。これは知事の公選であるといふことに於いての錯覚が一つあると思ひます。この点については必ずしもわれわれの方に全部が全部よいのだと申します。これが知事の公選であるといふとともに、まあ當時でありますから、公選された知事であるからうまくやるのだと、あるいは市長においでこれがひとと同様なことがあつたるうと思ひます、が、ちつと会合その他の場合に勇ましい話も出たりして、そういうことがひどく刺激しておるのかもしかれませんが、実際これを責任を持つて預けられるならば、それほど無責任なこと

とをやられるものでなし、また從來こういう仕事をやつた人が引継いでやつて行けばよい。これで國の諸機関がなくなつたから、地方出先機関の職員は全部やめさせてしまうのだ、こういう宣傳があつたと聞いておりますが、私はそういうことを一つも言つておらない。これを地方にお引継ぎになるにしても、現在の人が全部いなくなつたらそれらことはきまつておるのでありますから、必要な數は政府によつておきめになつて、その現在おる人をわれわれが引継いでやつて行く、これをみんな首を切つてしまつて縣廳の職員によつて埋めるのだというような非常識な方法を採つてしまつておるのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうしても必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においても、その上に類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうしても必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうしても必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうしても必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうでも必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうでも必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうでも必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうでも必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうでも必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

るが、そのうな御懸念はない、この程度のものはどうでも必要なのです。ただこうなりますれば、縣廳においてもこれに類似の仕事をしておる部面もありますから、それと一緒にしてやることによつて人員の整理も大分できます。ただこのようにして、その度合いは必ずそれだけつこうだと思いま

團体の公益と、國民の福祉というものが、あり得るはずがないのです。今日たゞ申しますように、七〇%の國の委任事務を受けて、國家公益と地方福祉とを調整して現にやつておること自身を見れば、これがマツチとしておるということは当然なんで、ただ今まであまりに中央集権的で、地方の自主性というものが極度に破壊されておつたので、これをがえなければならぬというものが、地方自治法で、地方自治團體の自主性、國家公益と地方の福祉の限界調整ということが非常にやかましく言われておりますが、これはいずれが反対してもいかぬことなので、そこにはおのずから守るべき限度というものが実際としてあり得るので、これが対立して解決できないというようなことがあり得るものではないので、またあつてはいけない。それは國会において解消するなり、その他適當なる手続によつて解消ができるものだと思うのです。なるほど知事は公選で出ておるのだから、知事を監督するといつても、むちやくちやんに昔のような監督はできぬと言つておりますが、昔のようないで、地方の利益ばかりをはかることによつて、それがほんとうに結局に監督ができぬということは、今度は知事がほんとうに國家公益をわきまえられないで、地方の利益ばかりをはかることは、これがほんとうに行き届いて地方の利益になるかどうかといふことが、おのずからわかつて来れます。これが國家の監督がかかりに行き届いておらぬのであります。

それから第三番目の委員会の決議機関の問題であります。これは私はお説

の通り、決議機関であることが正しいのだという主張をかねておるものですが、今の財政委員会が御承知の通り決議機関であります。あれは昨年つくりますときに、これも自治法に並行して、地方財政の自主性というものを地方の自治権とマツチした考

え方、自治権を正しく認識しながら、これにマツチするような地方財政を研究し、地方財政を考え、そして今までに、政府との財政に調和をとつて行くためには、やはりこの財政委員会といふものは、相当強力な意思決定をしておればいかぬということと、なしてこの意見もそうであつた。そこでその意見は、この自治法を出し、地方財政法を出すときに、司令部の方の意見もそうでありましたし、日本政府の意見もそうであつた。そこでその意見も、うことは、この自治法を、この自治法を出しても、そのままに大きな貢献をする。こういふうな見方をしておりま

す。

うものは、相當強力な意思決定をしておればいかぬということと、なしてこの意見もそうであつた。そこでその意見も、うことは、この自治法を、この自治法を出しても、そのままに大きな貢献をする。こういふうな見方をしておりま

す。

○小川原委員長代理 木村君は安井さんではないのですね。

○鈴木公述人 御質問にお答えいたしました。御質問の内容は、現業、非現業との関連と、それから現業二割、非現業三割という整理の可能性があるか、あるいはまたこれが戦時中の関連に

おいてどうかということでございまして、この國鉄に対して現業二割、すなわち政府で考えておるところの定員

法の内容といたしまして、予算定員に對して約十二万の首切りの可能性いかんといふ問題であります。これが結論的に言つて、そのようなことはむち

やな話であると言えると思うのです。ただしかしながら、それが今割合に一般の國民には、單に鐵道は戦時中及び

戦前には三十万そくの人員でやつていたではないか、それが今は六十万と、倍に人間がふえて、多いんじやないかといふようなことが、きわめて漠然とそらいう言葉で言われてゐる

ことであります。これがやむを得ませんが、ただそのあり得ること

形においてこれが関連しなかつたならば仕事ができないはずなんあります。それが今度の政府の案のように、

現業は二割、非現業は三割ということになるとつくられております機関は、少くとも地方の自治法なり地方財政といふことについて、非常に努力しなければなりません。されど現業が二割ふえたし、非現業は三割ふえたか、もし國鉄なんかで、あようど現業が二割ふえたし、非現業三割ふえたんだから、機械的にそれでよいという、具体的な根拠でもあります。これは決議機関でなければいかぬと思つております。同時に決議機関にするというと、何か政府を拘束するのだと、國会を拘束するのだといふ

ことについて、非常に努力しなければなりません。されど現業が二割ふえたし、非現業三割ふえたか、もし國鉄なんかで、あようど現業が二割ふえたし、非現業三割ふえたんだから、機械的にそれでよいという、具体的な根拠でもあります。これは決議機関でなければいかぬと思つております。同時に決議機関にするといふことについての強い決定をなしへれども、それはたいへんな間違いで、どこから見ましても、そういうことはありません。ただ主管者が内閣の關係であり、同時に委員長である場合に、この自治委員会の決定通りが開議で通らぬ場合に、關係のつらい立場といふものはある。しかしこれは諮問機関であつても、午前中には運輸省の諸問題が出ておりました

○木村(業)委員 鈴木さんにお尋ねしたい点が、大体二、三點ござります。最初にお尋ねしたい点は、國務大臣が委員長になるのです。これが、こういうことになりますれば、そ

れを尊重してやるという政治上、あるいは道徳上の考え方、責任においては、決議機関であろうと、有力なる諮問機関であろうと、実体的に、政治的に

は、地方行政の連絡調整をはかるところとマツチする財政の面が残つておるの

で、決してそのあり得ること

具体的にもよどと申し上げますと、つまり約二割に及ぶところの十三万人

の首切りを行つて、一休國鉄はどうな
るのか、それから首切りを行う余地が
あるのかというようなことであります
が、それにつきまして、次の三点が非
常に重要になつて来ると思うわけなん
です。つまり、昭和十二年の当時約二
十五万、それから昭和十八年のときに
約四十万おつた國鉄の要員が、現在大
体六十万程度おるのであります。そ
の中に必要やむを得ずしてふえた人員
があるわけなんであります。第一は涉
外關係でありまして、つまり進駐軍の
列車を運行するために、これはやむを
得ないためにふえたのであります。これが
これが一昨年の議会においても、大臣
の答弁の中でも全國で約三万九千百十
五人と報告されているわけであります
て、おそらくこれは過小に見積つてい
るのであります。ともかくここに約
四万近くのものは、どうしてもこれはや
むを得ない人員の増加であります。そ
れから第一の問題といいたしましては、
労働基準法施行、あるいはまた労働協
約に基く從業員の待遇改善としての人
員増加が行われたのであります。こ
れが約三割と推定されておりまして、
その人員も大体九万近くのであります
。それから現在の輸送機關の現状か
ら見まして、やむを得ずとつておると
ころの処置があります。たとえば、今
まではなかつたのであります。乗客
整理係であるとか、あるいは警備係で
あるとか、いつたようなものが、大体約
三千人程度、二十三年度の予算定員で
も見ておるのであります。それからま
た保守、復原と申しまして、非常に保
守が悪いといふので、特別それに持つ
て行く要員が必要であります。あるいは
は鐵道の公官官というようなものが必

要である。あるいはまた九州の方へ行くと、炭鉱を鉄道が經營しておりますまして、炭鉱夫が鉄道職員として、六十万の定員の中に入つて、いるのでありますて、こういつたような、戰時中あるいは戦前においては考えられなかつたところの、必要やむを得ない人員が、大体政府の発表しておる数字で見まして、も、これは二十三年度の予算定員であります、約十七万六千九百七十人であります。しかし、約十七万六千九百七十人といふものが余計になるわけなんあります。ですから、これをかりに三十万の中から差引きましても、残りは十二、三万、約十二万ちよつとであります。ですが、その程度の人員増加が現在あるわけなのであります。ところが、さてこの十二、三万の人員増加において、一体よく比較されるところの、人員が約三十万人程度であった戦前の昭和十二年の時の業務量と比較したら、どういうことになるであろうか。当時の業務量は、貨物において一年間九十六百万トンの輸送量を持つておりました。ところが昨年度は御承知のように一億三千八百万吨でありまして、ちょうど四十パーセントの貨物においての業務量の増加になつております。昭和十二年の時は、乗客の輸送人員は十億六千万人であったのですが、二十三年度は実に三十五億六千万人と、約三百五十パーセントの業務量の増大を來しておる。従いまして、大体十二万をこなして行つておるのでありますから、これは見方によつては、鉄道業務ぐらいたくは日本において最高能率を發揮しておる仕事はないと言つて

そこに海水が入つて來て、貨車やレールがいつも水浸しになつてゐるといふ。今は上淀川の鉄橋のごときは、すでにもう亀裂を生じておつて、旅客線は走れないというような状態になつてゐる。いろいろな実例があります。さきも申しましたが、有樂町のカード行つて見てもすぐわかる。有樂町カード是非常に大きな亀裂ができるであります。さらになお一層輸送の復興をはりまして、いつ何時有樂町のカード落ちるかわからないというような状況にまで今さらされているわけであります。さういふな段になりますと、これはとても首切りどころの騒ぎでは、いいうことも言えると思うのであります。従つてこの二割の首切りを行つて、——大体定員法で申しますと、十万六千というようなことを言つてりますが、これはとてもない無謀話であります。できません。これはきるはずがない。ここに問題があります。一例をあげますと、今臨時人夫を盛んに首切つておりましたが、それでは現実にやつて行けない。いう事実があるにもかかわらず、そや直僕人夫を盛んに首切つて、そ上におまた職員を十万も首切るとうばかけた話は許されるわけはない。一例を申し上げますと、千葉の電修などにおきましては、約一千名近くあると言われるところでもつて約百二名の臨時人夫を使つておりますが、の臨時人夫の首を切つたために、すに千葉の電修場においては仕事ができないということになつてゐる。しかがないから首切られた臨時人夫が毎日弁当を持つて現場に來て勤ひいて

で例へば「非たけ、全ていき」。もとでにまきをつた行らのうこつまにお月れ、行るので

あります。ここはさつき関連質問として出されました非現業部門の本省において、四十人時間制度というものができてからと、できる前と比較してみますと、病人が非常にふえている。本省医務局の統計によりますと、大体昭和三十一年のときには一日平均の患者は三十七人にすぎなかつた。ところが二十四年の一月、つまり四十八人時間制が実施されました第一週には、それが六十人にふえまして、二月の第三週には百四十五人というようふえている。このような事実は、國鐵労働者の体力の使用といふものに、一つの重大な示唆を與えているものであるといわなければならぬわけであります。

向に今動いているわけあります。それでも現業はぎりく一つぱいでそれでもどうにもならないということです。今首切るために実に卑屈な無慈悲な方法を講じてゐるわけです。これは東京鐵道局の壁に張られておつた事実であります。が、大体自切るために、こういうふうな十二にわたる條件を持つて來ている。その一つは何か、老齢者は首切る。長期欠勤といつて三箇月以上にわたる欠勤者は首を切る。女子職員は首を切る。勤務不良なる者は首を切る。強制配置轉換に應じない者は首を切る。遠距離通勤者は首を切る。自宅で百姓をやつたり、商業を営んでいる者は首を切る。臨時人夫も首を切る。理髪であるとかある技術を持つている者も首を切る。五年未滿の者も首を切る。組合專從者も首を切る。こういうふうなことを言つております。四國の方にこの間大会があつて行つたときには、四國の鐵道局長はもつとはつきりしたところの首切りのことを言つておる。それは實にお話にも何にもならない。どうじうことを言つてゐるかといふと、今言つたほかに、性病患者二期以上の者は首を切る。職場に不満を持つてゐる者は首を切る。こういうふうにして何とかして首を切る材料を探しているのであります。そうして實際問題として考えられないことを言つておる。たとえば今旅費は——私たちの旅費は十分の一に削られてしまつた。ほとんど旅費が出ないような状態であります。ところが實際は向うへ行つて一晩仕事をしても、うちへ帰つて来る場合に汽車がないときには旅館にとまらなければならぬ。しかし旅費がなければそういうことはできない。

しかしその旅費をくれないから行かれないと言えは、業務命令を聞かないかといつて首でおどかして来るというような実情であります。たとえば田端の自動信号機が非常に危険である。直さなくちやならぬということはみんな言つておる。管理当局も言つておる。ところが晝間はそれができないから夜間おそくに直さなければならぬ。ところがあぶないへ、どうするんだ、どうするんだと皆が言いながら、夜間手巻を出さないから、夜の夜中仕事をする者がない。こういうふうな状況で、あぶないへ、というところをそのまま放置しておるような実情であります。こういうふうな状態で、非常に惡辣な首切りをやられておる。それから実際にささいな問題ですが、今まで国鉄は大家族主義でやつておつたのであります。少しぐらいのことをやつても皆がお互いにかばつておつた。ところがたとえばほんのささいなちり一つどうとかしたというようなことを口実にして首を切る。司法当局に行つても問題にならないようなことでも取上げれば、得たりかしこしとばかり首を切つて行くというような無慈悲なことまでやつておる。これというのも実は合理的な首切りの口実が、どこをどう探し現場において見当らないということから出て来ておるのであります。こういう、どこで押しつけられたかしないが、天くだり的な、とにかくこいつらがつかまへるらしい首切りをもし國鉄で強行しようとするならば、これはただとでは済まない。國鉄がやつて行けない。ここに一番大きな問題がある。こういうふうなことをお考えになつていただいたならば、國鉄の首

切りなど、ということはとてもないで、議員の皆さんのお力をぜひ私たち懇請いたします。首切り法案であるところの定員法に対しては、ぜひ一致して御反対あらんことをお願いするわけあります。

○木村(榮)委員 もう一点、簡単なことですが、これはあなたの方でおわかれにならなければしようがないのです。が、どうも私たち考えますのに、今度國鉄関係の現業の者を首切つて、今までのやつやつたよろしく作業の方にさしつかえが起るという場合には、日通を巧みに利用して、貨車のいろんな切りかえ作業とか、その他今まで國鉄の従業員のやつておつた作業を日通の方にやらして、そしてここでは人間がだん／＼余つて来ますから、低賃金で人を雇うようなことを考えさせる、そして請負は特別会計で予算をとつておりますから日通の方にまわして行くといふうちなことが、あるいは発生するのではないかと考えられるのですが、そういう懸念はございませんか。

○齋藤委員長 なるべく簡明にお答えを願います。

○鈴木公述人 この問題はわれらの死活に関する問題でありますから、ぜひお聞き取りを願いたいと思います。

日通との関連のみでなく、関連産業との問題は大きいのです。特に日通の問題については、小口運送に大体五十二億程度支拂つておつたものが、今度の予算では日通の五十二億というものがむしりとられておるのであります。從つてもし國鉄の従業員で日通の小口輸

送の五十二億の仕事をやろうとすれば、日通では大体三万人の首切りが予想せられるのであります。ところが五十二億をむしりとつて、國鉄の職員に首切りをしないで、今の大十万人の人間でやれと言つてできるかという問題です。これは実は上野をやつておるのです。上野で配置轉換をやろうといふわけでも、たゞえは人夫の首切るがわりに日通の小口のようなことはできないかと思つてやつてみたところが、よけいに人間がかかりそうでためになつた。また金沢まで今どうやつていいかというと、逆に日通の人間が貨車に乗つたり客車に乗つて、鐵道職員の荷扱いと同じことをやらしておる。つまり日通の方にやらしたのが得か、それとも國鉄の職員がやつた方が得か、両方をしてんびんにかけて今試験中なんですね。そういうわけで日通が小口輸送をやつておつた五十二億の予算がなくなつたことによつて、日通と國鉄との關係は非常に微妙になつて來た。しかししながら日通がつぶれたり、國鉄がつぶれて行くということになると、かんじんかなめの荷物を集める人間がいなくなつて來るのである。だから日通が悪くなると同時に國鉄自身も運ぶ貨物がなくなつて來る。ですからこれは五十二億という単なる予算の問題だけではなくて、日通も國鉄とともに関連産業として一体としての交通行政の立場に立つて問題を考えないと、ただ國鉄だけをよくしようどか、日通だけを守らうとかいうようなセクタ的なことはこの問題は解決しないと思うのです。

また日通だけではなく、関連産業として一番重大な問題は、私たちにとつては車両です。これは日通との関連は

あります。が、國鉄は毎年々々貨車の雨漏りのために損害賠償を一億円程度支拂つておるのです。損害賠償には一億円程度拂つておりながら、貨車を修理する金がない、そんなばかげた話はない。修理をすれば荷物がねれることもなくなるということも考えられるのですが、今度の予算を見ると、こういう修理の金などは非常に大幅に削られてしまう。それから新しく両面をつくると、いうことがほとんど行われない状態にまで陥れられます。ちょうど興味られた非常にいい機会でありますから、それから新しく両面をつくるところから新車をつくるため、当初予算は百億であつたのですが、それが今度四十二億に削られてしまつた。ところが四十二億に削られておきたいと思うのですが、大体新車をつくるため、当初予算は百億であつたのですが、それは今度四十二億に削られてしまつた。ところが四十二億に削られておるが、実は七〇%が昭和二十三年度において見込み注文を発してしまつて、これは七〇%完成しておる。だから今年の六月になれば、四十二億にのぼる両面生産費はすべて使い盡してしまつて、今年の六月以降は、國鉄から車両会社への注文は何もないというような現状になつておる。こういうような形において実際はどうなつておるか、というと、本年度の予算を見ると、一等は十二両、二等は二両、三等百三十両。これは皆六月に完成するのであります。電車八十二両、これも六月までには完成してしまつ。ところが蒸氣機関車、電氣機関車は本年度はゼロです。何もつくらない。それから修繕の場合もそうです。今の雨漏りなんかの関係をお考えになればわかると思いますが、百三十億あつたものが十二億に削られた。全く十分の一に削られてしまつた。實際は修繕について民間の

車両会社に出すものは、一台もないといふ状態であります。改良にしてもそうです。四十五億のものが少しづん削られてしまつた。結局こういうようなことではほとんど行われない。こういつたような状態であるわけです。これが先ほど申し上げました施設の老朽と相まって、車両自体がどんどん悪くなつておる。大体昨年六月までは、戦後上昇線をたどつておつた車両が、また次第に下り坂になつて参りました。もしかなの方が湘南区間の列車にお乗りになりましたらわかると思いますが、東京駅を発する三等はだん／＼悪くなつた。今は現場ではガラスが割れてもガラス一枚入れる余地さへもない。ガラスの配給はほとんどない。もう一ぺん豚箱みたように板で張らなければなりません。その板を張る人間さへ首を切ろうとしておる。ですからいろいろ／＼もつて大問題なのであります。こういうような状況に追い込まれて行つておるわけであります。従つて今度の問題は單に國鉄のみならず、車両の関係、あるいは日通の関係、あるいは施設その他との関係ともよくにらみ合せてみまして、これはたいへんな問題だと思ふ。

は東京都職員労働組合の委員長であります。この問題についてお話をされる前に、さつき国鉄の鈴木君から申しましたように、この法案とうらはらの関係にある定員法が、同時に審議されなかつたのはまことに遺憾であります。しかし、この点につきましては、鈴木君から申し述べましたので私は申し上げません。なおこれからお話を申し上げる上とは、ここに出されております意見を聞く問題、一、二、三、四、この順序に従いまして、前に言われた方と重複しないような形でお話を申し上げたいと思います。

第一番の行政は実際に運行し得るかどうか、これは結局縮小された人員と機構のもとで、行政の運行が從来通り行われるかどうか、あるいはそれ以上にうまく行われるかどうか、こういうところにポイントがあるのであろうと思ひます。これを考えます前に、もともと行政の運行といふのは、どういうふうにできてるかということも考えなければならぬと思ひます。單にこれは機構を整理したからというようなことだけではなくて、その機構整理の内容の中には、人と金と仕事の質、量の面が十分に充実していなければ、機構整理は無意味になつてしまふということは、私が申し上げるまでもないことであると思ひます。そこで今度の法案の全文を一應通覽して感じたのであります。が、一應各省とも局部の機構を縮小しております。たとえば経本では七局九部を五局三部にする。他の省におきましても縮小しております。問題はこの縮小された機構がうまく行くかどうかということは、結局さつき申し

ました三つの点が備わつてゐるかどうかということと関連して來ると思うのあります。御存じのようにわれく官公廳職員の仕事は決して少くなつております。今日の特に資本主義的な復興形式といいますか、そうしたもののが多かれ少なかれとられております現在の経済事情、そうしたものから演繹しまして、行政の事務が減るどころかます／＼ふえておる。しかも行政事務の内容はどうかといいますと、普なんがらの判ニ行政というような、煩瑣な手続が依然として残つております。また行政事務をする設備も非常に荒れたまに放置されておつて、きわめて非能率的な形にあるわけであります。しかもそれをこの職員である人の面におきましては、今後定員法が出るそうであります。が、それによつて一般会計の方は一割四分七厘、すなわち七万三百の整理が行われる。特別会計の方は十九万七千という整理が行われるし、結局百六十九万二千という予算定員に対して、二十六万七千三百、一割五分七厘という人が減ると急います。ところが官公廳の中におきましては、昨年からすでに人員の自然減をはかつておりまして、相當各職場では労働強化になつておるわけであります。ここへ持つて来てまた人が減るということは非常にわれくの側からしますと、ほんとうに仕事をして行きたいという觀点から問題が大きいのであります。さらには第三の金の面では、われくの方としましては、なおまた相當今節約もはかつておるのであります。たとえば事務の紙にしましても、ベンの一つにしましても、三、四割の節約をはかつておりますが、特に金の重要な給與の問

題につきましても、御存じのよう、に六千三百七円ペースが今日もやられておりますが、職員層はこれが設定されましたときと比較して、すでに生計費が二〇%も上つております、非常に金の面でもきゆうくつないやな形のまさに高かれておるのであります。結論的にいいますと、たとえば機構を縮小して云々という形でこの法案が出ますして、これによつて各省が設置され、整備されたとしましても、人と金と物の面で非常に不合理な形が出て来る。従つてよりよい運行ができるところではなくてむしろ後退的な形になるという危険性の方が大きいと私は思うのであります。特にこの法案が出されました時期がわれ／＼にとつては非常に問題であると思う。すでに二十四年度の予算が通りましたあとにこの問題が出たのであります。が、結局は通過した本予算を均衡予算であるから破つてはならないといふふうに考える以外に手はないのであります。われ／＼としましては、非常にこの法案そのものは、國民生活に対する検討、あるいは行政廳の苦しい現実を深く検討する、こういうようなことをしないで、單に首切りのための便宜的な形が多く現われておるといふ意味で、職場の人たちは非常に勤労意欲をそがれておるのであります。こ^ういうようなことを感じますと、第一の問題である実際によく運行し得るかどうかという点については、私は悲観的に考えざるを得ない。うまく運行はできないという觀点に立たざるを得ないのであります。

あります。地方自治廳の設置法案をまとめておられますと、先ほども安井知事との應答で明瞭になつておりますように、性格が緩衝地帯になつておるという形をとりまして、政府と地方自治体との間にはさまたった諮問機関であるという形をとりまして、方の行政に悪い影響を與えると私は思っています。この点につきましては、さつきも安井知事がはつきりと申し上げましたので、私はあえて敷衍いたしませんけれども、これを諮問機関ではなくして、中央政府の補助的な行政機関としないで、自治体の意思をそのまま率直に中央に反映できるような、決議機関にしてもらつのが至当であつたと私は思います。特にこの中の第十一條では、この会議には意見を出すことができるというふうにすることについての、実際の責任体制を明確にしらわなければ、結局は何もならない。その責任体制を明確にする面からこの法案の中には一つもないのです。こいういう点ははつきりとしていたきました。いふうにするかということについての、実際の責任体制を明確にしらわなければ、結局は何もならない。その責任体制を明確にする面からこの法案の中には一つもないのです。こいういう点ははつきりとしていたきました。いふうにします。特にこの委員会は五人の人によつて構成されると、名の委員構成に対することが妥当である代表、最後に地方の公務員の代表、そらしたものを含めて少くとも十四、十五の委員構成に対することが妥当である

と思います。同時にこうした形は、間に中央の地方自治廳というところに所属されるだけではなくして、各都道縣にも同じような形のものが現われなければならぬ。都道府縣にそれが下に現われて、そしてそれが決議機關として、地方行政の要望をいたものを実現し得る機関としての役割をすることによつて、中央における地方自治委員会議がほんとうのりばな決議機關として、地方行政の要望をいたものを実現し得る機関になると私は思います。

簡単でありますから、大分重複する点内がありますので、あまり重複しない一、二を申し上げました。あと御質問がありましたならば、御質問を受けたいと思います。

○齋藤委員長 御質疑はありますか。——それでは堀内剛二君にお願いいたします。

○堀内公述人 私は中央氣象台に勤めております。科学技術者でございまして、大体一般的な方面から、このたびの行政機構改革の法案について私見を若干述べたいと思います。

一國の行政機構と申すものは、非常に厖大なものでございまして、われわれいわば第三者には非常にわかりにくく、いものであります。従いまして、外から見た意見というものになり、若干知識的な見方しかできないようなことがあります。またこまかに技術的な方面については、あまり触れることができないかもしれません、その点は御了承類いと存じます。本題四つがござりますから、その順序によつてつきりしなかつたのでござつてお話をしたいと存じます。

まず一番最初に行政は実際に運行するかということになります。問題が

いますが、今回の改革案が実際にスムーズに運営できるであろうか、そういう意味だろうと存じます。行政機構的組織でありまして、これを改革するには相当慎重に考えて、現実にマッチするようにつくつて行くべきだと、いうように考えます。言うまでもなく、改革する目的は、やはり國の行政機能をうまく運用できるように、國民を幸福にできるように改革するのがほんとうであろうと考えます。聞くところによりますれば、アメリカなんかでも、やはり行政整理ということは考えられている模様であります。すでに十何年か前からフーヴィアードが大統領であつたころから取上げられて、最近はいわゆるフーヴィアード委員会というようなものができまして、相当強力な調査陣を持つて、いろいろな案あるいは意見を出して、ある模様であります。そういうふうに行政機構の改革は、できるだけ関係の資料を收集し、業務の分析を行つて、そして現実にマッチし、合理的なものを持つて、ほんとうであると、いうように考える次第であります。

構改革とはいうものの、少し筋が違つておるような感じがする次第であります。して、前に公述された方も少し触れられた点でござりますが、今度の機構改革案は、均衡予算であるとか、あるいは定員法であるとか、そういうものと密接不可分のものでございまして、機構を縮小するということが非常にはつきり現われております。そういうことは、たとえば行政整理を二割やるとか、三割やるとか、あるいは機構の点では何局を減すとか、何部くらいにするとか、そういう形式的な考え方方が、新聞なんかによりますれば、むしろはつきり表に出ているように見えまして、実際行政機構を改革して、うまく運営して行きたい、そういう意図がはつきり出でていないと考えます。そういうようなこのたびの行政機構改革案の、何といいますか、いわば性格といつたようなものが、やはり他の面にも現われておるよう思ひます。それが、それは行政機構を改革し、簡素化し、そして國民の負担を軽減するというような趣旨のようわれく了解しているわけであります。が、行政機構を簡素化するということも、やはりいろいろな手続を簡単にして、國民に迷惑をかけないということであつて、國民にいろいろ寄與している面、民生に寄與している面をいたずらに縮小することは、これは実はやはり行政機構改革の本旨に少し合わないような感じがあるわけでありまして、そういう機構を簡素化するということと、民主寄與を十分にやるということが、少し混同されておるような感じを受けます。その点は、特に鉄道なんかの方でも少ししお話がございましたようですが、一般的

に言つてもそぢですが、現業の部面などで画一的な整理を行つということでお現われていると考えます。現業の面といいますと、やる仕事の内容、業務の内容がある程度はつきりしておりまして、それに對して現在は——私氣象台の方におりますが、大体手一ぱいの人員でやつておるようなわけでございまして、そういう面を画一的に整理するということとは、当然業務を規制しあるいは業務を削減するということになりますのでありますて、そういう点で失業の問題も当然起つて参りますが、むしろ重要なことは、やはり民主参与ということが非常にマイナスになつて現われて来る。非常に一般的な感じかもしれません、そういうように、今回の行政機構改革案というものは、本來行政機構を改革するに際して、当然まずその目的とすべきものを若干より達成して、そしてただいたずらに縮小する、そういう面にのみ形式的な重点が置かれているように考えます。

それからもう一点は、今申し上げました行政機構を改革し、簡素化するということと、民生寄興を十分にやつて、國民のためにわれ／＼官吏が働いて行くといふことが、若干混同されておるのじやないか。そういう二つの面で、第一の問題に対しましては、これを實際に運行し、しかも何らかの効果を上げようといためには、かなり困難な事態があるのじやないか、というよう考へる次第であります。

次に、第二間に移りまして、これが國民生活に及ぼす影響はどうかといふ問題でございますが、これは第一問のおしまいにちよつと触れましたように、つまり行政機構を簡素化するとい

うことと、民生寄附が少し済向されておるというようなけはいが見られます。点から、かなりいろくな面で、國民生活にあまりいい影響は與えないのじやないだろか、そういうふうに私考えております。少しまかい点について、その辺を考えてみますと、各省の改革案をざつと見ますと、非常にはつきりしていることは、各省、各局におきまして、調査を担当する機関が全般的に縮小されております。これはほとんど各省に共通しているようと考えます。これは何といいますか、單に臆測にすぎませんが、少し不急の業務だというように考えられているんじやないかと思います。調査ということは、少しロング・スケールの業務を考えます場合に、ぜひ必要でありまして、また先ほどもちよつと述べましたが、民生に寄與するという点でも非常に重要なあります。こういうような調査面が全般的に縮小されている。それからもう一つそれと似ていることは、研究部面があるとか、あるいは私ております氣象台であるとか、そういつた若干研究面にタッチしているような部面が、やはり縮小されているような傾向が見えております。こういうふうに、調査とかあるいは研究とかいう面が、先ほどもちよつと言いましたように、何か不急の業務だといふように考えて縮小されたのでございますれば、これは非常に機械主義的な考え方でございまして、長い目で見ますれば、こういうものをただ一時的な事情などによつて縮小する、あるいはまたふやせばいいじやな

いかといふに考えられるかもしれません、そういふに機構を頻にかかるると、私はまずいと考えおきます。そういう調査あるいは研究のが相当縮小されて來ておる。それがた民生に対する寄與に相当影響をし来るだらう、というようになります。に私關係しております氣象台、あるは河川、土木などでも同じですが、これは防災に關連しておりまして、實にこの日本は世界でも有数な災害、災の多い國でございまして、それら防ぐために、じみな仕事をこつくやつてゐるわけであります。そういうものは、不急であるからということ縮小されるとしますれば、それらの結果は、不急のよう見えていて、すに非常にはつきりと現われて來ることありますて、台風とか、あるいは波とか、あるいは地震とか、あるいは洪水とか、そういうた災害を若干で防ぐために、調査研究というよな面は不急だというような考え方ではなくて、むしろ拡充して行くべきがやはり國民のためになる、そういうよう考えております。それに關連するわですが、今度の改革案では、中央救助対策審議会というものが廃止になります。救助対策審議会といふことは、ちよと私はつきりは知らないのですが、はりそういう災害救助対策審議会といふものを廃止するというよな面を、形式的に災害救助という面にエートを置いてしないのじやないか、まあ私氣象台におります関係上、そういう災害の対策、あるいは災害の救

については、むしろもつと充実した
もつと統一的な大きい何か機関を設け
て、積極的にそういう面を通じて民生
に寄與すべきであるというように考え
ます。

調査研究の面でそういうように國民
の生活に影響をするわけであります
が、さらにはかの点で、たとえば文部
省で体育局というのが廢止なしし統合
になつてしたり、あるいは厚生省で傳
染病の予防の方の予防局、そういうう
ものが廢止統合になつてたりしてい
るわけでありますが、そういういわ
ば厚生の面で、やはり若干ウエートを
置かれてないようふうに考えるわけ
ですが、これは當然國民生活に影響を
與えるであろうというように考えてお
ります。それからそのほかは、さらに
文部の関係ですが、教育施設局とい
うものが縮小されております。これもや
はり教科書の問題なんかもあつたり、
学校の問題なんかもいろいろあります
が、そういう面の縮小がやはり國民の
生活に影響を與えなければ幸いである
と考えます。

それから通商産業省ですか、前の商
工省の関係において、これは重要資源、
動力なんかの点で、電力、石炭關係が
当然重要なつて来るわけですが、石
炭關係がやはり縮小されているのが、少
し了解できない点があると考えます。
それから、すでにお話を出ましたの
ですが、鉄道の方で、いろく國民に
サービスする点がずっとマイナスにな
る、あるいはむしろ業務が遂行できな
いかも知れない、そういうつたようなお
話がございました。また通信省などの方
でも、郵便、電報などが遅れて、困
る事態ができるかもしれない、そうい

自の問題におおむね出先機関としてのものに連関すると思いますので、出先機関のことを申し上げているわけですが、出先機関の廢止とかあるいは委譲とか、あるいは存続とか、そういうことを考えて行くのが本筋であると考えます。この問題はむろん統制ということに関連するわけでありまして、戦後統制はやはり存在しているわけでありますし、また将来も当分続くであろう。それはいろいろな觀点から想像されますが、そういう意味においてこの問題が統制というようなことをめぐつておられますからして、いよいよ慎重に、実際の自治体の健全な発達とよく考え合して委譲するとかいうことを考えなければなりません。また自治体の方の財政の状態であるとか、先ほど自治体の方から自治体の労働事情などの御意見も出ましたたが、そういう点をよく勘案して配慮されるべきが至当であると考えます。そういう統制が今後おなじくしばらく存続するだらうということになりますれば、やはり全般的な統制に対しましては、中央集権というものでもつてまとめて行くのがいいではないかと考えます。それがまた地方自治体の健全な発達をもたらすだらうと思います。委譲するとか廢止するとかいうような場合は、やはり現在の社会の状態をよく考えて、それが地方民にもいいし、あるいは地方自治体にもいいといふ時に、廢止・委譲ということを考えればいいのではないかと考えております。ちょっとと知人から聞いたのですが、廢止あるいは委譲ということでもつて地方民が相当迷惑するという事態もあるかもしないということですございましたからして、もう少し慎重にや

るべきだと考えます。

次に四番目の拡充新設された機関の

相当性いかん、という問題でございま

すが、拡充新設された機関がどうかと

いう点につきましては、実際に運用し

てみてどうなるだろうという若干の経

験をもつて見通をつけないと、はつ

きりした意見が出て来ないわけであり

ますが、先ほど委員の方から鉄道の方

への御質問もありましたように、た

とえば通信でもつて現業と非現業にわ

りますが、しかもたつた一箇條第三十

條に規定されるわけあります。氣象

台が運輸省の設置法の中に入るのであ

りますが、しかもたつた一箇條第三十

條に規定されるわけあります。氣象

台といふものは理論的に見て、また

仕事の便宜から見て、一体どこに置く

のが本筋だとお考えになります。氣象

台といふものは理論的に見て、また

仕事の便宜から見て、一体どこに置く

て、実施していくべくよろしく方向に努

めをしていただくことをお願いして公述

を終りたいと思います。

○齋藤委員長 柳澤委員。

○柳澤委員 簡単に一つ専門的な立場

からお答え願いたいと思います。氣象

台といふものは理論的に見て、また

仕事の便宜から見て、一体どこに置く

のが本筋だとお考えになります。氣象

台といふものは理論的に見て、また

仕事の便宜から見て、一体どこに置く

かと思われるのですが、この法律で規

定するような重要な問題を全部政令に

譲つておる。氣象台関係のお方として

お考えの場合に、これで満足であります

ところであるか、さしつかえないであります

法律の上にもう少し具体的に盛り込ま

しようか。つまり実際上の支障がない

か、それから純理的に見て満足せられ

るところであるか、さしつかえないであります

法律の上にもう少し具体的に盛り込ま

ります。ところがわれわれの考えは、

たとえば試験所、学校、養成所という

ものとはもつと違う面がある。たとえ

うものを同列に置いておるのであ

てやつておる部面もございます。それ

られわけであります。具体的に現在

どこにつくのが一番いいかというよう

な面でもつて、災害防止という非常に

大きなある目的のために、関連のある

いろいろな機関をもう少しシステムテクニ

ニカルにまとめて、そうして業務の運

営をスムーズにし、また能率を上げて

くるということははつきり知らないので

かかもしれません、もう一つ思い出

たのでつけ足しておきます。氣象台は、

ターケーをとる、それを中央でもつてまと

うものに關係して非常にいわば現業の

面がふえて参つた。現業の面と申しま

すと、有線、無線などで氣象のデータ

に関連し、航空あるいは船、そういう

ものに關係して非常にいわば現業の

面がふえて参つた。現業の面と申しま

は相手重大であるというように考え

ます。されど、相手の長をどういうふうに考

えますか、相手の長をどういうふうに考

ございませんが、氣象台でやつております業務は、やはり今質問された方を言わされましたように、農民にも相当關係するし、あるいは一般市民にも關係する。あるいは海運にも關係いたしますし、さらには天災、災害の防止という点で十分にまでは行きませんでも、できるだけ努力をやつて來ておるわけあります。しかも全國に百六十ないし百七十という観測のネットを持つております。しかし、全國に百六十ないし百七十もつとこうましてしまわれるよりは、もつとこうテムとして全般的に運営しているわけですが、さういふことは、ただ一條でもつとこうましてしまわれるよりは、もつとこういう非常に國民生活に影響のある、しかもある程度全國的な組織を持つて運営されて行く方の業務に対しても、法律の面でももう少し規定して、いわば重要性を認めて、ただけ抜けつこうだと思つておりますが、何分科学者あるいは技術者、ほとんどそういう人はかなりの集まりでござりますから、どちらかといいますとそういう主張をはつきり今までして來なかつたのであります。そういうようなことがこういう結果になつてゐるのではないかと存じます。

先ほどから國鉄の方とかあるいは東京都の職員組合の方が申されましたように、こういうような農林省の設置法案が、あるいは各省の設置法案が、予算が出てから出されて、しかもその実体となるような定員法と切り離されているのだというところに、すでにこの出し方の本質が現われていると思うのです。ですが、農林省の設置法案を見ましても、それがまた明瞭になるのです。すなわち予算で一ぺんなくをきめて、それからその次にこういうような法案の骨組みをつくつてまたわくをつける。また定員法を出す。そのねらいがどこにあるかということをわれわれが冷静に考えた場合には、どうしてもよく言われているような天くだり的な、あるいは一方的な、頭からの首切りをねらつて、こういふうにわれくへは感ぜざるを得ない。しかも農林省設置法案の目的にあるような、農林行政の本來の目的を遂行するため、この機構調整というものがなされているというのであれば、そういう調整をやる上に何が積極的なよさがあるに現われて來ていなければならぬわけであります。しかもその法案を流れているものは、實に合理的なあるいは科学性というもので貫かれていないわけだ。しかもその法典を考へるのであります。農林省の設置法案を見ましても、相当の天引きであることは頭から、あるいは一方的なといふべきではない。こういうふうに私は考えるのであります。農林省の設置法案がないかと思うのですが、この案がまとまるまでには相當異論がありまし

結論は出でいなかつたといふよ
なことを聞いております。たとえばこ
の案では総務局がなくなつて官房へ解
消して、開拓局が農地局へ縮小され、
統計調査局がつぶされて農業改良局に
入る。それから資産局、蚕糸局はその
まゝ温存され、それから食品局だと
か水産廳とかいうのは廳になつてゐる
といふうなかつこうになつております
が、たとえば農林省部内の意見とし
て現われたところでは、私の聞く範囲
では、どうせ廃止しなければならない
のであつたら、畜産局を廃止して統計
調査局を生かしておけ、あるいは農地
局の中に開拓局を入れて來るのであつ
たら、開拓とかあるいは土地改良と
か、終戦以來すつととられて來たとこ
ろの農林行政の根本的な流れ、それが
また重要な政策であると思ひますが、
そういうようなものをやるために三部
制にしろとかいう意見が出ておつたと
私は聞いてゐるのであります。そうい
う意見の結論が出ないままに、ここに
一方的にやられようとしている。どう
してそういう結論が出ないかといふと、
結局この設置法案は合理性がない
、納得する力がないということだと
思ふ。まだそのほかにも理由はいろい
ろあげられるかもしませんが、最も
本質的な基本的な点はそういうところ
にあるのではないか。しかもそういう
ものが一方的に强行されようとしてい
るところに、私は重大な問題を感じる
のであります。問題になつてゐる廃止
あるいは存續、縮小、そういうふうな
各局の問題について見て行つても、た
とえば総務局を解体して官房へ入れ
る。そういうときには、こういややり方
が農林行政を田滑にやるためによいか

どうかといふ点に取扱ひをなさないとは思
う。片方に各廳の長官が專決事項とか
あるいは特別会計、こういふうなもの
で権限を握つて、ある程度独立性を
持つてゐる。そういう方法で官房の中
へ総務局を解消して、今までやつてい
たたとえば資材調整事務——先ほどか
どうか。むしろこういうふうなやり方
は、この機構に現われただけでも、実
際は実体の定員法が現われて來ないの
で、私はもつと具体的に論じられない
点は遺憾であります。この機構の骨
組みだけを見ましても、そういうふう
なやり方が非調整的な方向に動いてい
る、ということが言えるのではないかと
思ふ。さらに資材調整事務の仕事は、
総務局がそういうふうに縮小されます
と、一部は地方に持つて行くといふこ
とになると思うのですが、農林省の地
方出先機関が全部そういうふうな合理
的な統一的な方法でなされてゐるが
といいますと、木炭事務所だとある
いは作物報告事務所とかいうものがそ
のまま温存されている。統一性がな
い。こういうところにもまたその非合
理性が現われている。一貫した考え方
によつてなされていないといふうな
点が指摘されるのではないいかと私は考
えるのであります。むしろ資材調整事
務所でやつておつたような仕事を地方
に移すということよりも、生産と流通
というような方面から、その現状ある
いはまた資材調整事務所の二年間にわ
たる業績を実際に検討してみますれ
ば、こつちの方こそ残して置いて、木
炭事務所や作物報告事務所といふう

たものなにかのうへて、
という方が、現在の地方の財政から見
てもより妥当である。そういうふうな
ことさえも言えるのではないかと私は
考えます。こういう点がよく言われて
おりますような民自覚の不当な政策を
あらわに進行するためには、抵抗のある
官吏の陣営を分割して解消しようとし
ているというようなことを言われてい
るのを聞くのですが、こういうふうな
ところにもそういうことを言われる一
つの論拠があるのではないか。もちろ
ん私は技術者として官僚群の分割に対
してはあえて反対するものではない
が、こういう不当な、不合理なことを
しかも一方的に强行されるという点
に、重大な危惧の念を抱かざるを得な
い。このようなやり方は、さつきから
言つておりますような水産廳とか、あ
るいは林野廳、食糧廳といふような各
廳の独立、そりゃ、ようなもののが保
障、それから片方では総務局を弱めて
統計をつぶして、蚕糸、畜産、そりや
うようなものは温存して行く。こうい
うかつこうをとつておりますから、蚕
糸、畜産局、あるいは各廳といふよう
なところに思うまことに権力を振わせる
道が開かれていると判断せざるを得な
い。農地局に関しては、先ほども申し
ましたように、吉田内閣によつて取上
げられた総合的な土地利用あるいは食
糧の増産確保、そういう目的からよく
言われました開拓政策、あるいはま
た極東委員会の指令もありますよう
な農地改革、こういふ政策をやるために
どうしても三部設置にしろといふよ
うな意見があつて、これもまとまらな
かつたというふうなことも聞いており
ます。こういうふうな重要な、しかも

歴史的に、終戦以來農林行政として十分ではなかつたけれども、正しい、第一に土地開放、それからまたあとからも出て来ますが、農業協同組合の育成とか、試験研究機関の充実とか、そういうやうなもの行政もやり切れないので、なにかと云ふ上級組織上の縮小ということを考えるといふふうに結論されるのじやないかと私は思うのです。それから畜産局、蚕糸局の渾存の問題ですが、これは私は協同組合という問題から考えてみたいと思うのです。農政局の中に今まで協同組合部というものがあつたわけです。それが今度のこの案によりますと、一つの單なる課になつて、格下げになつて縮小されておる。ところが農村ではどうなつておるかといいますと、畜産部門だけに限つてみまして、も、單一組合といふものがあるわけです。その單一組合といふものをよく実体をつかんでみますと、いつでもそこにはボスに握られておる。そしてそういうふうにボスに握られた酪農組合が、しかも官廳機構あるいは資本、明治とか森永、そういうふうなものと結託して、そういうふうなものをしろ育成しておるような方法をとつておる。こういうふうなことをよく聞く。また実際に地方に行きますと、そういうことが見られる。こういうふうな点と、さつきの農政局の協同組合部を單なる一課に縮小したという点とを考え合せてみますと、畜産局を一つの局として、そこにさわらずにはおつておいたところに、畜産監査を、資本に隸屬させたような形でいつまでも確保しておこうというような意図がある。こういうふうに考えるよりほかないと、いうことが言えるのではないかと思う

のです。それからまた乳製品の統制の問題にしましても、乳幼児にかこつけて、配給の円滑化をはかるのだといふなことが言われておりますが、現在の機構であのようなり方が行われる限り、どこが利益するかといふことはもう自明なことだと思います。このような統制が実は資本に畜産農家を收奪させるものであるということが言えるのじやないか、私はこう考える。乳製品の統制とか、そういうふうなことは、何も畜産局の仕事ではなくて、それは食品局に属する部門の仕事だ、こういうふうに考えられるかもしれません、こうした農家の資本隸属の形が認められて、そしてまた同じ政府によつてそういうふうな畜産局が温存されるというような意図の中に、畜産独自の立場においても、資本に農家を收奪さしておるということが考えられるのじやないかと私は考える。

系恐慌のたびに、生糸業者が泣きついで来て、巨利をむさぼつたという事実があつたわけですが、その本質は今までかわつてはいない、ということが言える。蚕桑農家を食いものにするためのこういうふうな行政局、それは畜産の場合にもあつたように、その証拠に、まつたく同じような形で單一組合がやはりできておる。そして畜産あるいは蚕桑のそういうふうな單一組合が温存され強化されて行く方法がとられておるということが、さつき農政局のところで言いましたよな一般的な農業協同組合といふうな芽ばえを、これが民主的な芽ばえであるということは確認されておると思うのですが、そういうふうなものを骨抜きにしつつあると、いう実情が、實際農村には現われておる。こういうふうな單一組合の形成とか温存、拡大、増強、そういうふうなことを実は糸局自身が製糸資本の手先となつて、技術者をおどらしてやつたというわけです。そしてそういうふうな結果が、心ある農民の鬱憤的になつたといふうな実例も数多くあげることができるわけです。糸局や畜産局を温存する。手を触れないでこの案の中に置いておつたというような意図の中には、以上のような実事によつてはつきりすると思いますが、やはりさつきの天くだり的なやつと、もう一つは不合理なそういうふうな案、そういうふうな本質的な性格がはつきりと出ておると、私はこういうふうに考える。

ます。ところがその実際の所屬を見ますと、農業改良局の一つの部にとにかく現われたその不合理は、表から形の上から見ますと、仕事とそういうふうな仕事をやるために機構とが、完全に分離しておるということがはつきりと現われておるわけです。こういうふうに統計調査局の廃止という問題が、実はさつきの畜産局や蚕糸局といふようなものの温存と同じような本質を持つておるということが感ぜられる。食糧行政が実際に重要なと云ふことは、これはもうどなたも御異存ないところだと思いますが、そのためには、案の中にも、食糧廳というものは確立しているわけです。統計調査局が食糧政策の上で今まで果して來た役割は、相当重要な役割であつたし、今後また果さなければならぬ役割は重要なものがあると思うのです。そういうふうなものが一つの部に、しかも農業改良局の中に、仕事と機構とを分離された形で押し込められて行く、そういうふうなことの中には、こういうふうな案がどうも科学的でないということが端的に現われておる。しかもそういうふうなやり方では、私はおそらく行政あるいは政治というものはうまく行かないのじやないか、というふうに考えるのです。こういうふうなことは、極論しますと、今の政府によつて、官廳行政といふものはそれほど合理性を持つておるとは言えないと云ふのですが、それでも、統計調査局のやつでおるよ

思うのです。このような動きは、その根柢がどこにあるかということは、今までのこの法案の出され方、あるいはまでのこの法案の性格から考へて行けば、またこの法案の性格を分析して行けば、また今までの分析でも、あるいはたときには、供出制度にからんで、村のボス勢力といいますか、不平等な負担を、そういうふうな勢力が、まじめに働く農民に不公平に負せよとしておる。そういうふうな意図を実現しようとしておるようによく解釈することが出来る。こういうふうに私は考えるのです。このほかに農林行政の部局から見てみると、今までの官僚の力を削除して、それらによつて行われるかもしれないところの各部局間の均衡をくつがえしで行こう、そういうふうな傾向が見られる。資料の不当な割当などについて、官廳機構を通じて現在の民自党政府が民自党独自の利益を拡大していくふうに理解される。今までのところで、こういうふうな案が非常に不合理であるということは論証されたのじやないかと思うのですが、こういうふうな案が実施された場合に一体どうなるかといふ点であります。農林行政が今後一層非農民的になつて、一部の勢力のために運用されると、いうような危険が出て来るということは明瞭だらうと思います。一方では国民生活はどうかといふうな影響を及ぼすかということは、一々例をあげて予測しなくては

私は考へるのあります。それがまた質問にある地主に及ぼす影響とか、あるいはまた行政を実際に運行されるかということの答えになるのじやないか、こう私は考へるのであります。拡充新設の機関でありますが、農林省設置法案の中には、それに当るような的確な例を私は見出しえませんでした。しかし私自身の職場の関係で一番身近な問題は農業改良局の問題であります。この新編成の農業改良局について見ましても、民自免内閣の時代になつてから、この改良局が開店休業といふような形になつておるという点は、重要視しなければならないと思うのです。機構の改変ということを私は何も本質的に誤認しておるという点ではありませんが、改変するというからには、そこに何か積極的なよさといふものがじみ出ておらなければならぬ、あるいはそれを出すためには政府は努力をしなければならない、私はそういうふうに考へるのであります。ところが今の農業改良局を例にとつても、この案のような機構改革が今のがんによつて、しかもその支配下にあつてどうようになつて行くかということについて、きわめて大きな不安と危惧、そういうふうなものを感じてながめられるのであります。農林行政を終戦以来ずっと歴史的にとつて來たことを考えてみると、私のような技術者にとって、さえもます土地開放、農地開放、それから農業協同組合の育成、あるいはまた試験研究機関といふふうなもの整備充実、その行政の充実といふうなことが浮び上つて來るわけですが、この案にはそういうような歴史的な流れを促進し、それを伸ばして行こ

うとするものよりも、そういうふうなものをどこかでとめようとしておられるかといふことの答えになるのじやないか、こう私は考へるのであります。

拡充新設の機関でありますが、農林省設置法案の中には、それに當るような的確な例を私は見出しえませんでした。しかし私自身の職場の関係で一番身近な問題は農業改良局の問題であります。この新編成の農業改良局について見ましても、民自免内閣の時代になつてから、この改良局が開店休業といふような形になつておるという点は、重要視しなければならないと思うのです。機構の改変ということを私は何も本質的に誤認しておるという点ではありませんが、改変するというからには、そこに何か積極的なよさといふものがじみ出ておらなければならぬ、あるいはそれを出すためには政府は努力をしなければならない、私はそういうふうに考へるのであります。ところが今の農業改良局を例にとつても、この案のような機構改革が今のがんによつて、しかもその支配下にあつてどうようになつて行くかということについて、きわめて大きな不安と危惧、そういうふうなものを感じてながめられるのであります。農林行政を終戦以来ずっと歴史的にとつて來たことを考えてみると、私のような技術者にとって、さえもます土地開放、農地開放、それから農業協同組合の育成、あるいはまた試験研究機関といふふうなもの整備充実、その行政の充実といふうなことが浮び上つて來るわけですが、この案にはそういうような歴史的な流れを促進し、それを伸ばして行こ

うとするものよりも、そういうふうなものをどこかでとめようとしておられる。そういうふうな意図が感じられる。拡充新設の機関でありますが、農林省設置法案に限つた結論だけではある。非常に抽象的なことばかりになります。

しかし私は統計調査局、総務局であるいはまた開拓局、こういう三つの局を機械的に削つてしまつて、そうして天引の整理をやる、そういうふうな目的がある。こういうようなことがまた人員整理に直接続くものだといふと、それから公務員の人員整理は民間企業の整理の模範になる、また獎勵によるだらう、そういうことがまた労働法規の改悪に直接通ずるものである。こういう点から考へて來ると、農林省設置法案は、案の目的にあるよう農民の福利を増進するというのではなくて、あるいは國の農業生産力を増大し、発展させるための一つの機構改変であるということではなくて、むしろわが國の産業を、あるいは農業を荒廃させるような政策ではないか、こういうふうに考へる。従つてこの委員会の各委員におかれましては、私のような若輩の技術者でさえこういう感じを持つておるということをぜひ御考慮くださいまして、慎重に御審議を進められていただきたい。これを私は希望して終ります。

思います。御多用中のところ長時間にわたつて御苦勞さまでございました。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午後四時三十分散会

公聽会はこれで散会いたします。

昭和二十四年六月十三日印刷

昭和二十四年六月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局